

鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅客船利用者の大幅な減少に直面している定期旅客船運航事業者に対し、航路維持の観点から、前年と比較した売上の減少率に応じ、予算の範囲内において鹿児島県港湾使用料支援補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業者、補助金算定方法等)

第2条 補助金の交付の対象事業者及び交付額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請、実績報告及び補助金の交付)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請書及び交付請求書(別記第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書及び交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請使用料一覧(別記第2号様式)
- (2) 支援対象月及びその前年対象月の売上を証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請書及び交付請求書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請書及び交付請求書をもって代えるものとする。

5 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 対象事業者等は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (3) 定期旅客船運航事業者が一般旅客定期航路事業のために令和3年3月31日までに使用した県管理港湾施設の港湾使用料が納入されていること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び額の確定の通知)

第5条 知事は、補助金交付申請書及び交付請求書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条第1項及び第14条の規定に基づき、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

2 知事は、第1項において必要があるときは、規則第4条第2項の規定に基づき補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることができる。

3 知事は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、鹿児島県港湾使用料支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱に基づく知事の指示及び条件に違反したとき。
- (2) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (3) 別表に定める対象事業者には該当しないことが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付決定等取消通知書（別記第5号様式）により対象事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項の規定に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を対象事業者に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表（第2条関係）

<p>対象事業者</p>	<p>次の要件をすべて満たす定期旅客船運航事業者（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者）</p> <p>① 公営事業者でないこと。</p> <p>② 鹿児島県離島航路補助金交付要綱第2条第4号から第6号に規定する航路の運航事業者でないこと。</p> <p>③ 交付申請日以降も事業を継続する予定である者。</p>
<p>補助金の交付額の算定の対象となる使用料</p>	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に一般旅客定期航路事業のために使用した鹿児島県港湾管理条例（昭和40年12月22日条例第48号）別表第2に定める係船料，人道橋使用料，可動橋使用料及びボーディングブリッジ使用料のうち納入が完了しているもの</p>
<p>補助金の交付額の算定の対象となる期間</p>	<p>第1期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）</p> <p>第2期（令和2年7月1日から同年9月30日まで）</p> <p>第3期（令和2年10月1日から同年12月31日まで）</p> <p>第4期（令和3年1月1日から同年3月31日まで）</p>
<p>交付額</p>	<p>補助金の交付額の算定の対象となる期間において，次の各号のいずれかに該当する場合，各号に規定する額を交付</p> <p>(1)売上が前年同月比で50%以上減少した月がある場合，その月が属する期間の対象使用料の全額相当額を交付</p> <p>(2)売上が前年同月比で30%以上50%未満減少した月がある場合，その月が属する期間の対象使用料の2分の1相当額を交付</p>

第1号様式（第3条関係）

鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請書及び交付請求書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

申請者 千
住所
名称
代表者職・氏名

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したため、鹿児島県港湾使用料支援補助金の交付を受けたいので、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、補助金の額が確定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付するよう請求します。

記

1 関係書類

- (1)鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請使用料一覧（第2号様式）
- (2)支援対象月及びその前年対象月の売上を証明する書類

2 売上減少の状況

対象期間	第1期	第2期	第3期	第4期
売上減少月	月	月	月	月
R元年度月間売上 A	円	円	円	円
R2年度月間売上 B	円	円	円	円
対前年同月比減少率 (A-B)/A×100 ※	%	%	%	%

※ 小数点第2位以下切捨。A<Bの場合は、「— %」と記入。

3 補助金交付申請額

補助金交付申請額	円
----------	---

※第2号様式の補助金交付申請額と一致させること。

県記入欄

交付 決定額	円	担当 者印
-----------	---	----------

4 振替先口座

金融機関名		支店名	
口座番号	普通 ・ 当座		
フリガナ			
口座名義人			

5 連絡先

担当者	担当部署		電話番号	
	職・氏名		FAX 番号	
	E-mail			

鹿児島県港湾使用料支援補助金交付申請使用料一覧

使用許可を受けた者	港名	許可物件	使用料の種類別	使用船舶	使用した月	調定番号	納入期限	使用料額 A	交付率 B	自動入力	
										補助金額	補助金交付申請額
〇〇株式会社	鹿児島港	新港〇号岸壁	係船料	フェリー〇〇	令和2年4月	200999902	令和3年3月31日	1,000,000円	100%	1,000,000円	0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
											0円
										補助金交付申請額	0円

【記載上の注意】

- 1 補助金の交付額の算定の対象となる期間において、売上が前年同月比で30%以上減少した月がある場合、その月が属する期間の対象使用料について、各納入通知（又は使用許可）毎に記載してください。行が足りない場合は、行を追加してください。
- 2 例）第1期（令和2年4～6月）において、売上の前年同月比が30%以上減少した月が1月でもあれば、4～6月分の対象使用料が全て算定対象となります。
- 3 「使用許可を受けた者」は使用許可書に記載された名称を記載してください。
- 4 「使用料の種類別」は、係船料、人道橋使用料、可動橋使用料、ボーディングブリッジ使用料のいずれかを記載してください。
- 5 「調定番号」は納入通知書に記載のある番号を記載してください。
- 6 「納入期限」は支払猶予申出書に記載した延長後の納入期限を記載してください。
- 7 「交付率」は、対象期間における売上が対前年比50%以上減少した月がある場合は「1」、30%以上50%未満減少の場合は「0.5」をプルダウンから選択してください。

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事 塩田 康一



鹿児島県港湾使用料支援補助金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条第1項及び鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定し、同規則第14条及び同要綱第5条第1項の規定により交付額は、下記のとおり交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

3 交付の条件

- (1) 定期旅客船運航事業者が一般旅客定期航路事業のために令和3年3月31日までに使用した県管理港湾施設の港湾使用料が納入されていること。
- (2) その他鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事 塩田 康一



鹿児島県港湾使用料支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果、交付要件を満たさなかったため、不交付となりましたので、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

番 号
年 月 日
（ 扱い）

様

鹿児島県知事 塩田 康一



鹿児島県港湾使用料支援補助金交付決定等取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定及び交付額を確定した標記補助金について、下記のとおり交付決定及び交付額の確定を取り消したので、鹿児島県港湾使用料支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した補助金交付決定及び確定額
金 円
- 2 取り消した理由